

## 結婚新生活支援事業 よくある質問

### ■対象となる方

夫婦ともに婚姻日に 39 歳以下、かつ、夫婦の合計所得が 500 万円未満の世帯  
補助上限額 1 世帯当たり 30 万円（夫婦ともに 29 歳以下は 60 万円）

### 【全体】

#### Q1 対象の新婚とは

令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に婚姻届けを受理された夫婦

#### Q2 何が補助されるのか

①住宅購入費用、②賃借料、③リフォーム費用、④引越費用 が対象

#### Q3 現在、四国中央市に住民票がありません。申請できますか。

申請できません。

対象期間に住宅を取得等し、当該住所に住民票をおければ可能です。

#### Q4 親族が同居する場合でも補助対象か

対象となります。

ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかで、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦いずれかが行っていることが必要です。

#### Q5 住居の契約名義について

夫婦のどちらかの名義は対象

夫婦の親（親族）名義は対象外

#### Q6 夫婦の一方が単身赴任となった場合の取り扱い

対象となります。ただし主たる生活拠点となっている住宅 1 軒に係る家賃等のみが対象

#### Q7 対象期間は

	始まり ～ 終わり
婚姻日	令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで
対象事業 期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで
支払いの 対象期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月末まで

※婚姻前の住宅購入・賃借料・リフォームの対象期間が対象となる場合  
・婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得したもの

#### Q8 所得とは何を指しますか？

1 年間の収入金額から給与所得控除額等を差し引いた額です。

#### Q9 所得はどの時点を確認すればよいですか

申請する年度の前年の課税（所得）証明書により確認します。前年の課税が取得できない場合は、前々年度による確認や、前年の収入が確認できる資料による所得の推計により確認します。

Q10 所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間はいつからいつまでですか？  
課税（所得）証明書の期間と同一期間です。

Q11 教育ローンの年間返済額は所得から控除していいですか？  
不可です。  
貸与型奨学金の返済を現在行っている場合のみ控除できます。

Q12 勤務先から住宅手当が支給されている場合は？  
当該金額には含まず、住宅手当支給額を控除してください。

## 【① 住宅購入費用】

Q1 住宅購入に土地代も含まれるか

土地代は対象外

その他、管理費、住宅ローン手数料・利息、設備購入費、家屋に係る保険料も対象外

※住宅ローン代は対象とする。

## 【② 賃借料】

Q1 住宅賃貸の対象となるものは？

対 象：賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ。

対象外：駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、  
家屋に係る保険料（火災・家財）、契約一時金、保証金

## 【③ リフォーム費用】

Q1 住宅賃貸の対象となるものは？

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用。住宅の機能維持、向上を図るために行う修繕、増築、  
改築、設備更新等の工事費用。

対象外：倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の  
家電購入・設置に係る費用

## 【④ 引越費用】

Q1 引越費用の対象となるものは？

婚姻に伴う引越し費用。引越業者、運送業者への支払いに係る実費が対象。

対象外：不用品の処理費用、自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して引っ越した場合